

広島市立大学の新型コロナウイルス感染症に対する活動指針（2020.6.1現在のレベル：2）

レベル	基準	研究活動・研究指導・勤務形態	授業（講義・演習・実習）	学内会議	学生の登校・課外活動
0 （平常）	国内での感染が認められない。	通常通り			
1 （注意喚起）	国内での感染が認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をして研究活動、研究指導（対面指導も可）を行う。 ・教職員の勤務形態は通常どおり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をして、授業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止に最大限の配慮をして、対面会議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登校の制限なし。 ・感染拡大防止に最大限の配慮をすることで、課外活動を許可。
2 （活動制限）	広島市内・広島県内で感染拡大が認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「3密（密閉、密集、密接）」環境を避け、感染防止に十分に留意して活動を継続。 ・授業以外において、学生を登校させての研究活動や対面での学生指導は必要最小限とする。 ・担当教員は大学に出勤せず、指導している学生だけが研究室やアトリエ等で実験や制作等を行う場合は、感染防止に十分に注意するよう、事前に学生を指導する。 ・大学施設の利用を制限。 ・教員は在宅勤務を推奨。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常講義は原則としてオンライン講義（情報倫理に留意し、自宅等では1人で受講）で実施。 ・実習、演習、実技等の講義科目についても、可能な限りオンライン授業で実施する。 ・学生の教育機会の確保のため、Zoom、Teamsなどのウェブ会議システムやWebClass、電子メール、あるいはLINEなどのSNSなどを活用し、オンラインでの学生のゼミ・指導や質疑対応等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面会議は必要最小限とし、可能な限りオンライン会議で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の登校を制限（登校する場合は事前届け出）。 ・課外活動は自粛。 ・国内外の旅行・帰省は自粛。
3 （施設休業）	政府から緊急事態宣言が発令され、広島県から緊急事態措置（大学の休業要請）がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、全ての大学施設は利用禁止。 【注】大学の維持運営及び学生の生活維持等のために利用する施設あり。 ・学内での教員の研究活動、研究指導は原則禁止。 ・教職員は原則、在宅勤務あるいは時差出勤。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講義（情報倫理に留意し、自宅等では1人で受講）のみ（原則、受講生は学外から受講）。 ・オンライン授業受講等のため本学設備を利用する場合は事前に届出。 ・オンラインで実施できない実習、演習、実技等は休講とする。 ・学生に対する対面指導は禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面会議は原則禁止。 ・オンライン会議は可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の登校を原則禁止（登校する場合は事前届け出）。 ・課外活動禁止。 ・国内外の旅行・帰省は中止。
4 （感染者発生）	大学構成員のウイルス感染者が発生。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、全ての施設は利用禁止。 【注】大学の維持運営及び学生の生活維持等のために利用する施設あり。 ・保健所の指示に従い、感染防止が確認されるまで、感染防止対策に関わる教職員以外は原則として出勤停止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講義（情報倫理に留意し、1人で受講）のみ（受講生は学外から受講）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止が確認されるまで、対面会議は禁止。 ・オンライン会議は可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止が確認されるまで、学生の登校と課外活動を禁止。

* レベルごとに許容される活動をさらに詳細に指定、あるいは状況に応じて変更する場合があります。

* この活動指針は今後の状況に応じて見直す場合があります。